

別居親族による訪問介護サービスの提供にかかる事務取扱要綱

(目的)

第1条 本要綱は、別居親族による訪問介護サービス（以下「当該サービス」という。）を提供しようとする指定訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所（以下「訪問介護事業所」という。）に対して、その理由や必要性を明確にするための事前協議等手続きを定め、適正な訪問介護サービスの提供を図ることで、介護給付の適正化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 利用者 当該サービスを利用する土岐市介護保険の被保険者をいう。
- (2) 別居親族 利用者と別住居に居住し、かつ当該利用者の配偶者又は3親等内の血族又は3親等内の姻族等をいう。
- (3) 別居親族ヘルパー 利用者の別居親族であって、訪問介護員等の資格を有し、訪問介護事業所に訪問介護員等として雇用されている者をいう。

(対象者)

第3条 当該サービスの対象者は、利用者の心身状況が次の各号すべてに該当する者又は市長が特に必要があると認めるものとする。

- (1) 医師により、次のいずれかの疾患であることが診断されており、当該疾患に起因した介護拒否・被害妄想・自傷他害・暴力行為等の問題行動があることによって、別居親族ヘルパー以外による訪問介護が極めて困難な心身状況にある者
 - ア) 認知症（認知症高齢者生活自立度Ⅱ a～M）
 - イ) その他、別居親族以外の訪問介護員等（以下「他者ヘルパー」という。）の導入が極めて困難な症状を伴う疾患・障害等
- (2) 訪問介護以外の在宅サービスについても、前号の心身状況によって提供できない状況である者
(事前協議)

第4条 当該サービスを提供する訪問介護事業所は、「別居親族による訪問介護サービスの提供にかかる協議書（様式第1号）」（以下「協議書」という。）に次の書類の写しを添えて、当該サービスを提供しようとする日の15日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 要介護者の場合は「居宅サービス計画書（第1表～第3表）」、要支援者の場合は「介護予防サービス・支援計画書及び週間サービス計画表に相当するもの」
- (2) 要介護者の場合は「訪問介護計画書」、要支援者の場合は「介護予防訪問介護計画書」
- (3) サービス担当者会議において当該サービスの必要性を確認した記録
- (4) その他、市長が必要と判断し、提出を指示した書類等

(承認)

第5条 市長は、前条の協議書等の提出があったときは、当該サービスの提供が適正であるかを検証し、「別居親族による訪問介護サービスの提供 承認（非承認）通知書（様式第2号）」を訪問介護事業所に交付するものとする。（別記1承認要件参照）

2 前項により承認した際の期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 初回の協議の場合、承認開始日から起算し3ヶ月後の日を含む月の末日まで
- (2) 2回目以降の協議の場合、別居親族ヘルパーの管理状況及び他者ヘルパーへの移行状況の確認

が必要な期間を承認期間とする。なお、承認期間は要介護（要支援）認定有効期間を超えないものとする。

（承認の継続）

第6条 訪問介護事業所は、承認期間の終了した後も、継続して当該サービスが必要であると判断した場合、第4条に規定した手続きによって、再度、事前協議を申し出るものとする。

（当該サービスの実施）

第7条 訪問介護事業所は、当該サービスを実施するにあたっては別記2の遵守事項及びその他市が適正な訪問介護サービスの提供を図ることを目的として指示する指導事項等に従い、当該サービスを厳正に提供しなければならない。

（訪問介護事業所及び訪問介護員等の注意義務）

第8条 訪問介護事業所及び訪問介護員等は、本要綱に定める事前協議手続きを経ずに当該サービスを提供することがない様、別記3の注意義務を果たさなければならない。

附 則

第1条 この要綱は平成24年7月1日から施行する。

第2条 施行日現在において当該サービスを提供している場合（以下「継続提供」という。）、又は平成24年7月及び8月中に新たに当該サービスを提供しようとする場合は、第4条の規定にかかわらず、平成24年8月31日までに協議書に必要書類を添えて提出すること。なお、継続提供については、期日までに協議書等を提出しない場合、原則として平成24年9月1日以後の当該サービスの提供は認めない。

第3条 継続提供について、協議書等提出後、市が当該サービスの非承認決定をした場合、訪問介護事業所は、その非承認通知日を含む月の末日までに当該サービスを中止しなければならない。

別記1 承認要件（第5条関連）

- 1 利用者が第3条に該当すること。
- 2 訪問介護事業所が協議を申し出る場合の要件
 - (1) サービス提供責任者は、利用者本人への面談等によって、第3条に定める心身状況を客観的かつ十分に把握していること。ただし、当該確認を行うものが利用者の親族にあたる場合は、他のサービス提供責任者等が確認すること。
 - (2) サービス担当者会議において、他者ヘルパーによる介護の可能性について十分に検討し、親族等の協力のもとで実際に導入を試みる等、積極的に取り組んでいること。
 - (3) 他者ヘルパーへの移行時期が設定され、移行への具体策（親族の協力方法、他者ヘルパーの導入方法及び訪問予定回数等）が訪問介護計画上に位置づけられていること。
 - (4) 別居親族ヘルパーに対する行動管理・指導の徹底によって、常に当該サービスの適正性が確保できる体制にあり、その管理方法が明確であること。

別記2 当該サービス提供上の遵守事項（第7条関連）

- (1) 利用者及び親族等に対し、家族として行うべき介護と介護保険の訪問介護サービスの区分を説明し、十分な理解を得ていること。
- (2) 親族等の協力のもと、訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画に基づき、他者ヘルパーへの移行に具体的に取り組むこと。
- (3) 別居親族ヘルパーに対する行動管理・指導を徹底し、適正なサービスを確保すること。なお、この場合の「行動管理」とは、別居親族ヘルパーからの報告に併せ、事業所として客観的にサービスの提供状況を把握し、適正なサービスがなされていることを常時確認していることをいう。
- (4) 別居親族ヘルパーは、当該利用者へのサービスに偏ることなく、他の利用者に対しても訪問介護サービスを提供していること。

別記3 訪問介護事業所及び訪問介護員等の注意義務（第8条関連）

- (1) 訪問介護員等は、自らが雇用される訪問介護事業所から訪問介護サービス提供を受けるサービス利用者に、第2条に定める別居親族がいると知りえたときは、雇用される訪問介護事業所のサービス提供責任者へ速やかにその旨を報告しなければならない。
- (2) 訪問介護事業所のサービス提供責任者は、前項の報告があった場合、直ちに他者ヘルパーにサービス提供をさせる等の措置を講じるとともに、訪問介護事業所の管理者に報告しなければならない。
- (3) 前項の報告を受けた訪問介護事業所の管理者は、訪問介護事業所の経営主体である法人の代表者に、当該報告の経過等の詳細を報告するとともに、訪問介護事業所に備え付けられている居宅介護支援経過に記録しなければならない。
- (4) 訪問介護事業所の代表者又は管理者等は、新たに訪問介護員等を雇用しようとする場合や訪問介護事業所における研修実施等、あらゆる機会を捉えて、親族関係についての報告義務があることを説明する等、本要綱に反して、当該サービスが提供されないように努めなければならない。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 土岐市長

(事業所名)

(代表者名)



別居親族による訪問介護サービスの提供にかかる協議書

別居親族である訪問介護員等による訪問介護サービスを下記のとおり提供したいので協議を申し出ます。

記

訪問介護事業所	法人名								
	事業所名			事業者番号					
	所在地	〒			電話番号				
	通常の事業実施地域								
	管理者の氏名			担当サービス提供責任者の氏名					
訪問介護員等	氏名			利用者との続柄					
	住所								
	他の利用者	有 (月 回、担当人数 名) ・ 無							
利用者	氏名			年齢		性別		要介護	
	住所								
	被保険者番号			認定有効期間	年 月 日～ 年 月 日				
	疾患名等	認知症・ ()		認知症高齢者生活自立度	自立・ I ・ IIa ・ IIb ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M				
介護支援専門員	氏名								
	事業者名			事業者番号					
	居宅介護支援事業所所在地	〒			電話番号				
別居親族である訪問介護員等を派遣する理由等									
派遣区分		<input type="checkbox"/> 新規に派遣		<input type="checkbox"/> 継続して派遣 (年 月から派遣中)					
派遣予定期間		年 月 ～ 年 月							
訪問介護事業所の方針	別居親族ヘルパーの指導監督方法								
	他ヘルパーへの移行時期及び具体策								

※要介護者の場合は「居宅サービス計画書(第1表～第3表)、訪問介護計画書」、要支援者の場合は「介護予防サービス・支援計画書、週間サービス計画表、介護予防訪問介護計画書」、サービス担当者会議において当該サービスの必要性を確認した記録、認知症等を有する利用者で親族でないと対応ができないという医師の意見書、上記の訪問介護員等が上記利用者以外の利用者にも従事していることがわかる勤務シフト表等を添付すること。

(様式第2号)

第 年 月 日 号

様

土岐市長 氏 名 印

別居親族による訪問介護サービスの提供 承認（非承認）通知書

別居親族による訪問介護サービスの提供について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

被保険者氏名		被保険者番号	
受付年月日	年 月 日	承認・非承認 年月日	年 月 日
別居親族による訪問介護サービスの提供	<input type="checkbox"/> 承認する		<input type="checkbox"/> 承認しない
承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
備考 承認・非承認 の理由等			

※本通知は、訪問介護計画書に添付しておくこと